

2021年6月26日に開催いたしました当協会主催の「科学的介護情報システム LIFE 説明会」において、会員から寄せられた質問等を厚生労働省老人保健課へ照会した結果、下記の回答が得られております。

記

No.1 科学的介護推進体制加算について

- Q. DBD13の項目は、認知症の診断または疑いのある場合に記載とあるが、認知症の有無や疑いの有無に限らず記載が必要か。
- A. 認知症の診断または疑いのある場合のみ記載すればよい。

No.2 ADL維持等加算（通所介護）について

- Q. 前は、国保連にBIの評価結果を報告していましたが、今回の制度改正に伴い国保連への報告は不必要になるのか。また、不必要の場合はLIFE稼働前まで国保連に報告していた評価結果をLIFEに登録する必要があるのか。
- A. ADL維持等加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定する予定でBIを測定している場合、BIの評価結果はLIFEへ登録頂く必要がありますが、従来のように国保連に提出する必要はありません。R3年度より左記の加算を算定開始される場合は、評価期間のBIをLIFEへ登録頂く必要があります（国保連に報告していた結果も含む）。
一方で、ADL維持等加算（Ⅲ）を算定する予定でBIを測定している場合は、今年度においても、従来通り、国保連にBIの評価結果を報告する必要があります。

No.3 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.10）について

- Q. 利用終了時（開始時）の情報提出が前回の評価（提出時）と同じでも差し支えないか。
- Q. 緊急事態宣言が出て、一定期間通所を自粛されている利用者が多数います。入院してなくても30日利用、欠席が30日以上続いた場合、該当する利用者の科学的体制加算の提出か。
- Q. 利用最終月に提出とありますが、入院等で月をまたぎ、亡くなれることがあります。その際には、いつの月のデータを送付すれば良いか。
- Q. 3か月に1回のLIFE提出とのことでしたが、提出内容は一部分の利用者ではなく、全利用者が対象ということで間違いないか。
- A. 通知、Q&A、手引き、LIFEのマニュアルをご確認頂くと共に、必要に応じヘルプデスクへお問い合わせ頂ければと思います。

No.4 その他

- Q. システムに入力したリハ計画書やリハ会議録を印刷する際、計画書の一部しか印刷されない。
 - Q. (ADL 維持等加算) LIFE のトップページから手打ち入力して登録完了となると手順書には記載されていますが、利用者情報のページでは反映されておらず、本当に提出できているのかどうか不安が残る。
 - Q. リハ会議録が PDF にできない。
 - Q. 計画書を PDF 出力すると、1 枚分が 3 枚 PDF に分離してしまい、今後 1 枚で PDF 出力できるようにならない。
- A. 通知、Q&A、手引き、LIFE のマニュアルをご確認頂くと共に、必要に応じヘルプデスクへお問い合わせ頂ければと思います。

以上